

# 令和5年度 指導監査説明会

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、  
児童心理治療施設、児童自立支援施設、  
児童家庭支援センター対象

横浜市こども青少年局監査課

# 主な説明事項

- 1 指導監査の概要について
- 2 過去の指摘事項について
- 3 認可基準条例の改正について
- 4 最後に

# Ⅰ 指導監査の概要について

- Ⅰ- 1 指導監査の目的
- Ⅰ- 2 指導監査の種類
- Ⅰ- 3 指摘事項の定義
- Ⅰ- 4 一般指導監査の流れ
- Ⅰ- 5 指導監査の周期
- Ⅰ- 6 指導監査基準
- Ⅰ- 7 指導監査 当日の流れ
- Ⅰ- 8 その他連絡事項
- Ⅰ- 9 令和5年度 指導監査実施方針
- Ⅰ-10 令和5年度 年間指導監査実施計画

## 1-1 指導監査の目的

児童福祉法第46条に基づき、児童福祉施設の運営状況について調査又は検査するとともに、必要な助言、指導を行うことにより、施設の適正な運営と利用者保護に寄与し、児童福祉サービスの向上を図ることを目的とします。

## 1-2 指導監査の種類

### 一般指導監査

- 実地において、定型的な項目について実施します。
- 一般指導監査の結果、継続して検査が必要とされる場合については、再調査を実施することがあります。

### 特別指導監査

- 施設の運営等に問題が発生した場合若しくは発生の恐れがあると認められる場合など、必要に応じて随時実施します。

# 1-3 指摘事項の定義

## 文書指摘事項

- 関係法令又は通知等の違反が認められる場合は、当該事項について、原則として、改善のために必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導（文書指摘）します。
- また、改善措置の具体的な内容について、期限を定めて改善報告書の提出を求めます。
- 文書指摘事項については、改善状況又は改善の予定等を含め、理事会等への報告を行ってください。
- 指導監査の結果については、施設等を利用しようとする方等への情報提供に努めるため、改善報告書の概要を本市ホームページに掲載します。

# 1-3 指摘事項の定義

## 口頭指摘事項

- 違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘の指導を行わずとも改善が見込まれる場合には、当該事項について、口頭により自主的な是正又は改善を指導（口頭指摘）します。
- なお、口頭指摘を行う場合は、法人等と指導の内容に関する認識を共有するため、原則として口頭指摘とした内容を文書により交付します。

## 助言事項

- 法令又は通知の違反は認められないものの、法人等の運営に資するものと考えられる事項について口頭により助言を行います。
- 助言事項についても、原則として文書を交付します。

# 1-4 一般指導監査の流れ（監査実施まで）

指導監査実施方針の決定

年間指導監査実施計画の決定

指導監査実施通知

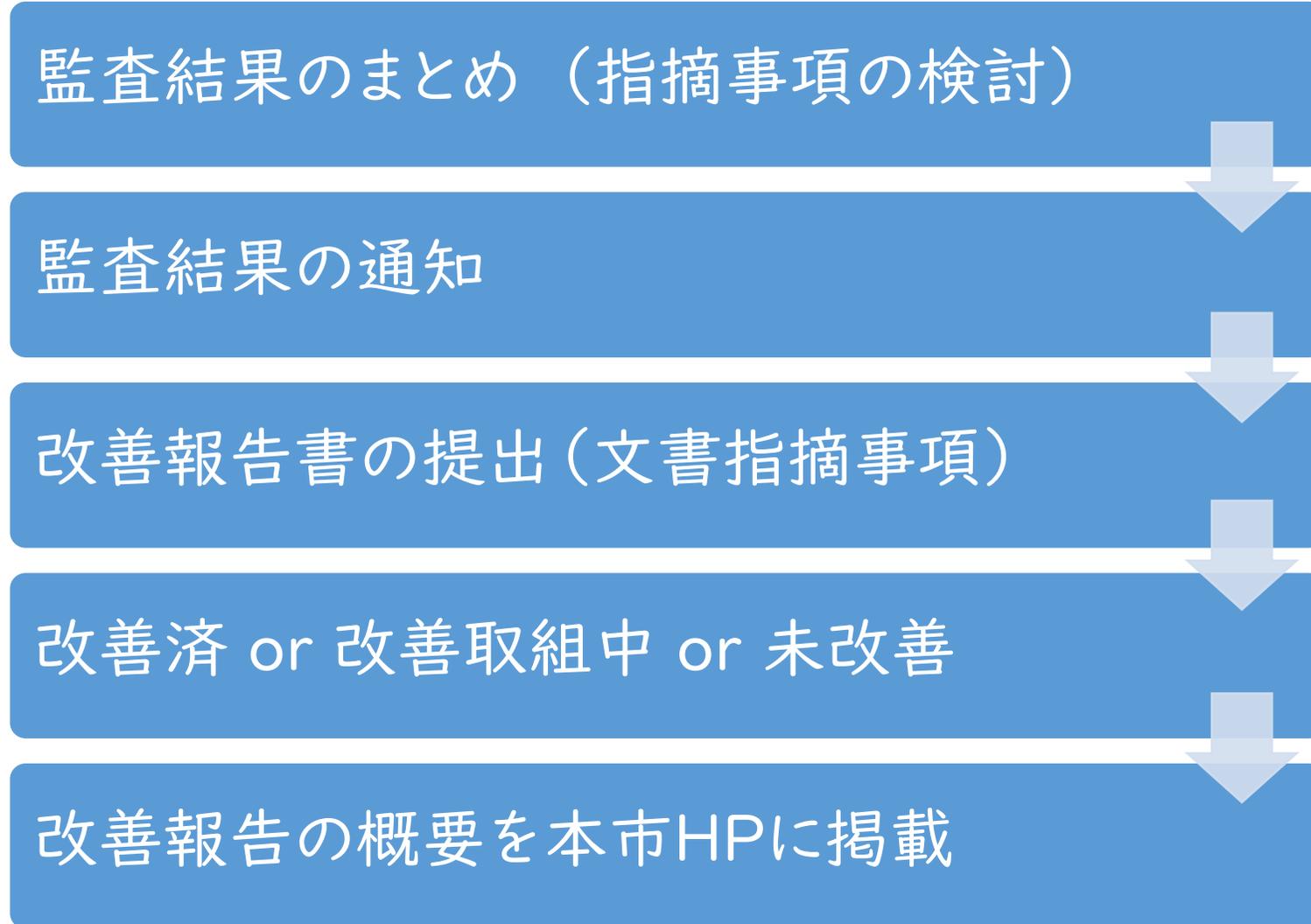
（自己点検表の作成依頼）

実地監査（現場実査・ヒアリング等）

・監査対象先の決定

・提出を求めた報告書の内容等により検査が必要と認められる場合は、臨時監査を実施

## 1-4 一般指導監査の流れ（監査実施後）



- ・監査の結果、継続して検査が必要とされる場合は、再調査を実施

- ・法人又は施設の運営等に問題が発生した場合若しくは発生のおそれがある場合などは、特別指導監査を実施

## 1-5 指導監査の周期

### 施設の一般指導監査

- 原則として1年に1回、実地で実施。
- ただし、前年度の指導監査結果等から特に問題がないと認められる場合は、2年に1回。
- 監査を行わない年であっても、自己点検表を提出していただきます。

### 社会福祉法人の一般指導監査

- 原則として1年に1回、実地で実施。
- ただし、一定の基準を満たし特に問題がないと認められる場合は、3~5年に1回。

## 1-6 指導監査基準

以下のURLに指導監査を実施するにあたっての主な着眼点を掲載しています。児童福祉法等の関係法令、通知及び本市条例や要綱等に基づき実施する指導監査の主な範囲及び観点を示しています。

### 【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/gaiyou.html>

# 1-7 指導監査当日の流れ(※)

【午前】

9:30

施設到着

挨拶、職員自己紹介

監査の流れ(タイムスケジュールの説明)

施設設備の確認

9:50

書類の確認

関係者へのヒアリング

【12:00~13:00 休憩】

【午後】

13:00

書類の確認

関係者へのヒアリング

16:00

施設長への事実確認

16:15

講評

16:30

指導監査終了

※1日監査の場合(半日監査の場合は、午前・午後にそれぞれ同様の流れで実施します。)

## 1-8 その他連絡事項

- (1) 指導監査日程は、原則として変更できません。
- (2) 指導監査実施当日には、関係資料（別途通知します。）の準備をお願いします。
- (3) 指導監査実施前に自己点検表等の作成及び提出をお願いします。
- (4) 指導監査にあたって、データで管理している書類についてパソコン等の画面上で効率的に確認できる場合は、印刷して紙媒体で準備する必要はありません。必要に応じて最小限の印刷をお願いすることがあります。また、複数人で監査に伺うことから、各担当が確認作業を行えるようご配慮をお願いします。

# 1-9 令和5年度 指導監査実施方針 ①

- ◆指導監査は、児童福祉施設における入所者の安全と適正な施設の運営を担保するため、児童福祉法等の関係法令及び横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等に基づき実施しますが、監査を効率的かつ効果的に行うため、「令和5年度指導監査実施方針」に定める重点事項を中心に実施します。
- ◆あわせて、前回監査での指摘事項の改善状況を確認し、改善が図られていない場合は継続的に実地指導を行い、改善の徹底を図ります。
- ◆また、施設の運営等について、重大な法令違反等の問題が発生した場合などは必要に応じて特別指導監査等を実施します。

# 1-9 令和5年度 指導監査実施方針 ②

## 適正な施設・事業運営の確保

- ・ 入所者の安全確保を図るため、安全計画の策定を含め、事故発生の防止に向けて施設全体で計画的に取り組んでいるか。また、通園や園外活動等で自動車を運行するときは、入所者の所在を確実に把握しているか。(児童家庭支援センターを除く。)
- ・ 事故発生時には原因究明を十分行い、職員間で共有し事故の再発防止策を講じているか。また、同様な事故が繰り返し発生していないか。
- ・ 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員数が確保されているか。
- ・ 運営に必要な帳簿を整備しているか。また入所者の状況を明らかにするために必要な事項を記録しているか。記載内容は事実及び実態に反していないか。
- ・ 職員の確保及び定着化に積極的に取り組んでいるか。職員の離職により、施設運営や入所者の処遇に影響が出ていないか。

# 1-9 令和5年度 指導監査実施方針 ③

## 入所者処遇の充実

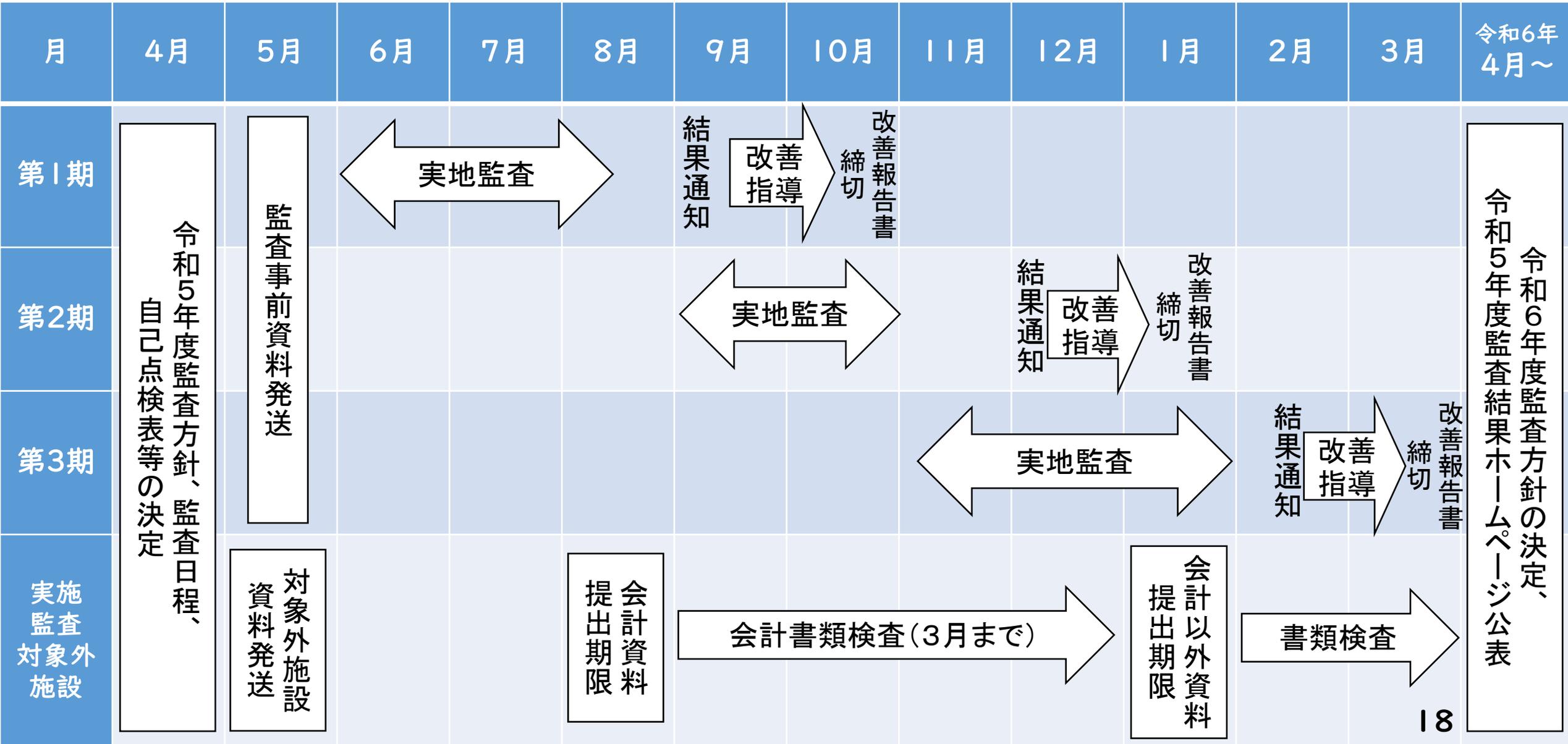
- ・ 入所者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重しているか。施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。
- ・ 入所者のための施設の設備や環境を整えているか。さらに保健的環境を維持しているか。感染症が発生しまん延しないよう、予防対策を講じるなど衛生管理に努めているか。
- ・ 入所者について自立支援計画を策定し、これに基づいた支援がされているか。また、実施した支援に関する効果を評価しているか。
- ・ 給食の献立は、変化に富み、入所児童の健全な発育に必要な給与栄養量を含有し、かつ身体的状況及び嗜好が考慮されているか。
- ・ 食中毒を未然に防ぐために、調理従事者の衛生管理、食器・調理器具などの洗浄・消毒、食品の適正な温度管理など衛生管理に努めているか。
- ・ 入所者の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。

# 1-9 令和5年度 指導監査実施方針 ④

## 適正な会計処理の実施

- ・ 財産及び収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。また、経費の支出が、適正な証ひょう書類に基づき、施設運営に要する適切な用途に対するものとなっているか。
- ・ 措置費を原資とした、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金貸借が、年度内に清算されているか。また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分以外への貸付を行っていないか。
- ・ 措置費、前期末支払資金残高、積立資産・積立金の弾力運用を行う場合は、その要件を満たし、限度額を超えていないか。
- ・ 当期末支払資金残高は、当該年度の措置費収入の30%以下の保有となっているか。

# 1-10 令和5年度 年間指導監査実施計画



- 「令和5年度 指導監査実施方針」
  - 「令和5年度 年間指導監査実施計画」
- は下記のURLに掲載しています。

**【こども青少年局HP】**

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/gaiyou.html>

# 2 過去の指摘事項について

2-1 運営分野

2-2 処遇分野

2-3 給食分野

2-4 会計分野

## 2-1 運営分野

令和2年度～令和4年度の主な指導監査指摘事項は、次のとおりです。

### 【運営分野】

- 時間外労働・休日労働に関する労使協定（36協定）の締結及び届出が遅延していた。
- 一部の職員について労働条件が明示された書面が交付されていなかった。
- 職員が宿直勤務として断続的な業務を行っているが、労働基準監督署から許可を得ていなかった。
- 非常災害対応の避難訓練及び消火訓練が未実施の月が確認された。
- 非常災害対策について、夜間を想定した避難訓練を実施していなかった。
- 不審者等の侵入に対する訓練が未実施であった。

## 2-2 処遇分野

### 【処遇分野】

- 入所後3か月を目安に自立支援計画書の策定がされていない児童が複数いた。
- 自立支援計画について、関係機関の意見が記載されていないもの、振り返りが行われていないものがあった。
- 記録について、管理者の確認がされていることが確認できなかった。
- 1年以上、定期面接の確認ができない世帯があった。
- 入所児童について、年2回必要な健康診断を実施していなかった。
- 報告すべき事故等について、事故報告書が提出されていなかった。

## 《参考：事故報告について》

- ◆施設において事故等が発生した場合の報告の基準や報告先・方法については、本市要領(※)に規定されています。

### 【事故報告の流れ】

- ①事故、事件、トラブル等が発生：重大な事故等の場合、まずは口頭で報告をお願いします。
- ②報告書を作成：施設種別や報告先により、事故報告の様式が異なります。
- ③報告書を提出：事故の内容により、報告先が複数になる場合があります。

### ※本市要領

児童福祉施設(助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園及び心身障害児に関する施設を除く)等における事故等の取扱要領

## 2-3 給食分野

### 【給食分野】

- 給食の給与栄養量の目標を「日本人の食事摂取基準（2020年版）」をもとに設定していなかった。
- 検食を毎食実施していることが確認できなかった。
- 食品の中心温度を測定していることが確認できなかった。
- 調理従事者等に検便の未実施が確認された。
- ねずみ・昆虫の駆除が定期的に実施されていなかった。

## 2-4 会計分野

### 【会計分野 令和3・4年度の指摘事項】

- 措置費支弁対象施設から法人本部への、前期末支払資金残高を財源とした繰入金の合計額が、本部の人件費及び事務費の金額を超過していた。
- 前期末支払資金残高の取り崩しに際し、理事会における議決を行っていなかった。
- 当期末支払資金残高が、当該年度の措置費収入の30%を超えていた。
- 積立金の使用計画を作成していなかった。
- 修繕積立金と備品等購入積立金を、合わせて「施設整備等積立金」として計上していなかった。

## 2-4 会計分野

### 【会計分野 令和3・4年度の指摘事項】

- 物品の購入等において、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により、契約手続きが適正に行われていることを確認できなかった。
- 施設運営と関係のない支出があった。
- 施設に係る支払いについて、支払根拠となる証ひょうが確認できなかった。

# 3 横浜市児童福祉施設の設備及び 運営の基準に関する条例(※)等の改 正について

※以下「認可基準条例」という。

### 3 認可基準条例の改正について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）等の改正を受け、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例が改正されました。

主な改正点は、次のとおりです。

- ① 児童の安全の確保を図るため、安全計画の策定、研修・訓練等の定期的な実施及び保護者への安全計画に基づく取組等の周知が義務付けられました。

【対象：児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。）ほか】  
（経過措置として、令和6年3月31日までは努力義務とされます。）

### 3 認可基準条例の改正について

- ②児童等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、自動車への乗降の際に、点呼等の方法により所在を確認することが義務付けられました。

【対象：児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。）ほか】

- ③感染症や非常災害の発生時のための業務継続計画を策定・周知し、必要な研修・訓練を定期的実施することが努力義務とされました。

【対象：児童福祉施設】

### 3 認可基準条例の改正について

④感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施することが努力義務とされました。

【対象：児童福祉施設】

⑤児童虐待の防止等を図る観点から、民法において、親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことを受け、児童福祉施設においても、施設長の懲戒権限の濫用に関する規定が削除されました。

【対象：児童福祉施設】

## 4 最後に

問合せ先は次のとおりです。

(すべて横浜市こども青少年局。表記：課名(電話番号))

運営分野、会計分野

監査課(671-4193)

処遇分野、給食分野

こどもの権利擁護課(671-2394)